

10月1日以降の検査体制等

○検査体制

10月1日以降の検査体制は、下記の表のとおりです。

事項	現行	10月1日以降 (令和6年3月31日まで)
高齢者施設等集団検査	施設で陽性者が発生した場合に保健所判断で、高齢者施設等の従事者・入所者を対象に集団検査を実施	継続
高齢者施設等従事者の集中検査	入所系・居住系の高齢者施設等の従事者は3日に1回の抗原定性検査(大阪府事業)、 通所系・訪問系は週1回のPCR検査を実施(堺市事業)	継続
高齢者施設等「スマホ検査センター」	入所者等に症状が出た場合にスマートフォン等で検査を申込の上、検査を実施	終了

○保健所による助言対応

保健所による感染拡大防止の相談対応等は、引続き随時実施します。